

第17回住民記録システム等標準化検討会（書面開催）におけるご意見・ご質問

No.	ご意見	回答・対応方針
1	<p>資料名：資料 1「今後の住民記録システム標準仕様書の修正点（案）」 頁：3 該当箇所：検討の結果、番号法及び住基法の解釈として、住登外者等宛名番号管理機能として個人番号や住基ネットから得られた本人確認情報を保持し、突合キーとして利用することは、目的外利用に当たるおそれがあること等を踏まえ、次ページ以降のとおり住民記録システム標準仕様書を修正する。</p> <p>意見：住民記録システムは、住民基本台帳法に基づく事務のみを処理するための情報システムではないと理解している。住民基本台帳法以外の事務で番号法の利用事務にあたるもののデータを住民記録システムのデータベースに持つ可能性は無いか。例えば、固定資産税事務は番号利用事務に含まれ、住民登録外の納税者が存在する。固定資産税システムに登録された住登外納税者情報には、個人番号が紐付けられており、住民記録システムにおいては、同一に住登外者等宛名番号が付番されている場合、両システムが番号利用事務（固定資産税）において個人番号を保有できるという解釈にはならないか。</p>	<p>住登外者等宛名番号は、複数の事務間における同一の住登外者の管理のために付番される番号であるところ、番号利用法別表第 1 に掲げられた税事務やその他の事務の範囲に、複数事務間における住登外者等宛名番号の紐付けのために個人番号を利用することが含まれているかが問題となるところ、基本的にはそのような解釈は困難と考えられることから、原案としております。</p>
2	<p>修正ポイント 2「再転入者判断のための個人番号利用機能を削除」について</p> <p>番号制度対応開発時に「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」において、</p> <p>②－1 個人番号を活用した、より正確で確実な情報管理</p> <p>②－1－1 継続的な状況把握</p> <p>②－1－2 より効率的な名寄せ</p> <p>といったところで、個人番号を利用した本人特定、名寄せが例示されていることもあり、実装済みのベンダーもあると考えます。住登外においては、法の関係上ある程度制限されるべきとは考えますが、住記における再転入の同一人確認においては許容してもよいと考えます。</p>	<p>「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」による御指摘の例示については、転入手続後に、個人番号利用事務において、個人番号を用いた再転入者の同一人の判定や名寄せを行うことによる事務の効率化を示したものになります。住民基本台帳法に基づく転入事務においては、修正ポイント 2 にあるように、個人番号を取り扱う事務として具体的に規定されていないということに加え、住民票コードを用いても、再転入者の同一人の判定は可能であることから、再転入者判断のための個人番号利用機能を削除しても、事務の効率化が妨げられるものではないと考えます。</p>